

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（J R 西日本宮島フェリー株式会社との連絡運輸廃止に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(大人割引普通旅客運賃)</p> <p>第 50 条 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 大人片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客規則第 74 条第 1 項に規定する端数整理（以下「端数整理」という。）した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線 <u>及び J R 西日本宮島フェリー株式会社航路</u> にあつては、大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(大人割引普通旅客運賃)</p> <p>第 50 条 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 大人片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客規則第 74 条第 1 項に規定する端数整理（以下「端数整理」という。）した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線にあつては、大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(小児普通旅客運賃)</p> <p>第 51 条 小児普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児片道普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線 <u>及び J R 西日本宮島フェリー株式会社航路</u> にあつては、大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額。また、特定小児片道普通旅客運賃の定めのある連絡会社については、その特定小児片道普通旅客運賃</p>	<p>(小児普通旅客運賃)</p> <p>第 51 条 小児普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児片道普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線にあつては、大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額。また、特定小児片道普通旅客運賃の定めのある連絡会社については、その特定小児片道普通旅客運賃</p>

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">賃 (中略)</p> <p>(小児割引普通旅客運賃)</p> <p>第 52 条 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、<u>I R いしかわ鉄道株式会社線及び J R 西日本宮島フェリー株式会社航路</u>にあつては、小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(団体旅客運賃)</p> <p>第 63 条 第 29 条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 割引率は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 次に掲げる連絡会社線において、団体旅客の 1 発着区間（普通旅客運賃の 1 計算区間）が、2 以上の輸送期間にまたがるときの旅客運賃の割引率は、その区間の旅行開始駅において当該団体が乗車船する列車等の出発する日の属する期間のものによる。</p> <p>会津鉄道株式会社線 野岩鉄道株式会社線 京浜急行電鉄株式会社線 <u>J R 西日本宮島フェリー株式会社航路</u></p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(小児割引普通旅客運賃)</p> <p>第 52 条 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線にあつては、小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(団体旅客運賃)</p> <p>第 63 条 第 29 条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 割引率は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 次に掲げる連絡会社線において、団体旅客の 1 発着区間（普通旅客運賃の 1 計算区間）が、2 以上の輸送期間にまたがるときの旅客運賃の割引率は、その区間の旅行開始駅において当該団体が乗車船する列車等の出発する日の属する期間のものによる。</p> <p>会津鉄道株式会社線 野岩鉄道株式会社線 京浜急行電鉄株式会社線</p>

現 行	改 正										
(中略)	(中略)										
<p>(団体旅客運賃の計算方)</p> <p>第 64 条 団体旅客運賃の計算方は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人団体旅客運賃</p> <p>運輸機関ごとに、第 48 条の規定に準じて計算した 1 人当り大人普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、旅客会社線については、端数整理した額に、また、連絡会社線については、連絡会社ごとに 10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額（I R いしかわ鉄道株式会社線及び J R 西日本宮島フェリー株式会社航路にあっては端数整理した額）に、それぞれ団体旅客運賃の収受人員を乗じ、これを合算する。</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p> <p>別表（別冊）</p> <p style="text-align: right;">(前略)</p> <p><u>(430) J R 西日本宮島フェリー株式会社航路</u></p> <p><u>規則別表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">連絡会社名</th> <th style="text-align: center;">経由運輸機関名及び 区間</th> <th style="text-align: center;">接続駅</th> <th style="text-align: center;">乗車券類の種別</th> <th style="text-align: center;">特殊取扱事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">J R 西日本宮 島フェリー株 式会社航路</td> <td style="text-align: center;">東日本・東海・西日 本旅客会社線</td> <td style="text-align: center;">山陽本線 宮島口</td> <td style="text-align: center;">片、往、続、勤定、学定、団</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>	連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	J R 西日本宮 島フェリー株 式会社航路	東日本・東海・西日 本旅客会社線	山陽本線 宮島口	片、往、続、勤定、学定、団		<p>(団体旅客運賃の計算方)</p> <p>第 64 条 団体旅客運賃の計算方は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人団体旅客運賃</p> <p>運輸機関ごとに、第 48 条の規定に準じて計算した 1 人当り大人普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、旅客会社線については、端数整理した額に、また、連絡会社線については、連絡会社ごとに 10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額（I R いしかわ鉄道株式会社線にあっては端数整理した額）に、それぞれ団体旅客運賃の収受人員を乗じ、これを合算する。</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p> <p>別表（別冊）</p> <p style="text-align: right;">(前略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>
連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項							
J R 西日本宮 島フェリー株 式会社航路	東日本・東海・西日 本旅客会社線	山陽本線 宮島口	片、往、続、勤定、学定、団								

附則

この通達は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。